

## — 消費者トラブル情報 —

<あいちクリオ通信 平成31年3月号 (No. 369) >

### ファンド型投資商品(※)に関する相談が2.3倍に増加!

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、ファンド型投資商品(※)に関する相談が数多く寄せられており、平成30年度(平成30年4月～平成31年2月)は599件と、前年同期に比べ2.3倍に増加しています。

(※) ファンド型投資商品とは、複数の出資者から資金を募り、その資金を元手とした事業・投資などを行って、得られた収益を出資者に配分する仕組みです。なお、出資者が購入した商品などを事業者が一定期間預かり、そこから得られる収益を出資者が受け取る仕組みの預託契約なども含みます。

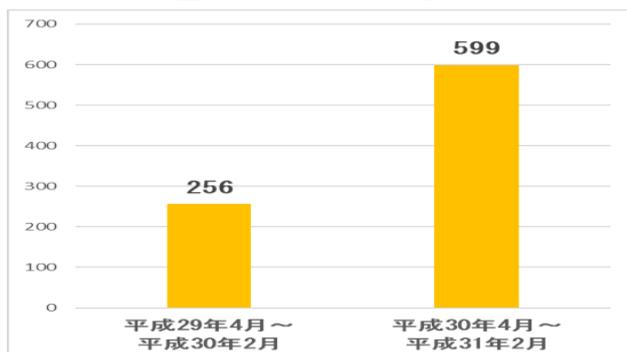
#### 特徴

- ファンド型投資商品には、事業型ファンド、農産物のオーナー契約、商品の預託契約など、様々な形態があります。高配当や高利率をうたう商品が多く、契約当初は配当金等が配分されていても、後々、配当金等の遅延や配当自体が行われなくなり、最悪のケースでは、事業者が倒産し、投資額が回収できなくなることもあります。
- 事業や投資の実態がないにもかかわらず、出資金を集める詐欺や詐欺まがいの悪質なケースもあります。

#### アドバイス

- 高額な配当金など、他の金融商品と比較して非常に有利な条件での契約は、消費者にとって相当程度のリスクがあることを認識しましょう。
- 自分だけが儲かるようなうまい話はありません。内容を理解しないまま焦って契約せず、「必ず儲かる」などの怪しい勧誘話はきっぱり断るようにしましょう。
- 契約トラブルに遭ったり、不審や疑問に思った場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口早めに相談しましょう。

◆ファンド型投資商品に関する相談件数



【集計時点：平成31年3月12日】

#### ◇ 消費者ホットライン

☎ 188 (いやや!)

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。